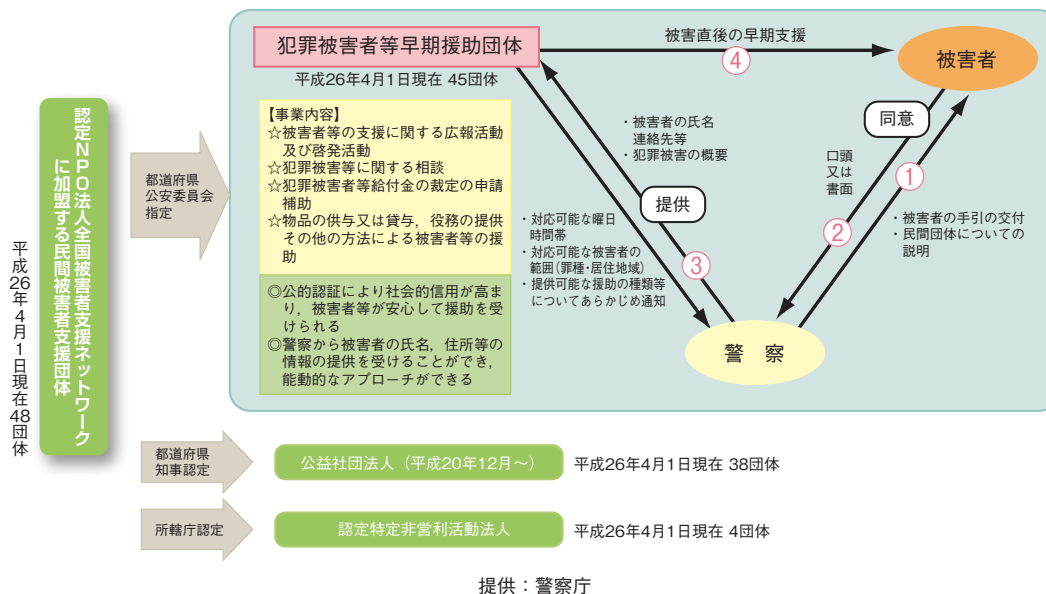


## 犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定する制度



### ○ 日本司法支援センター(通称:法テラス)

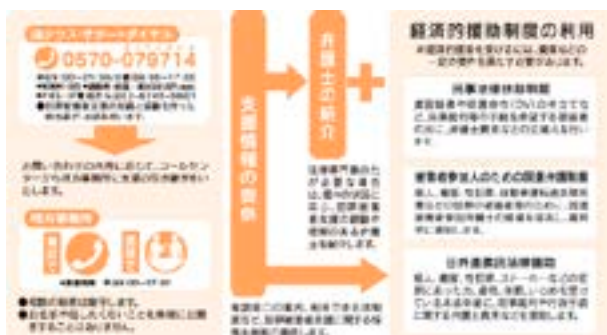
刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務を行っている。

・ 地方事務所(全国各都道府県50か所)  
(<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>)

### ○ 法務局・地方法務局

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において、犯罪被害者等からの相談を含む人権に関する相談に応じている。また、最寄りの法務局・地方法務局につながる全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」を設置し、電話による相談に応じている。さらに、インターネットでの相談は、「インターネット人権相談受付窓口」で応じている。被害者、その法定代理人、配偶者等からの申告等に基づき、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を開始し、事案に応じた適切な措置を講じている。

### 犯罪被害者支援業務



・ 法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)  
一般ダイヤル  
(0570-078374「おなやみなし」)  
犯罪被害者支援ダイヤル  
(0570-079714「なくことないよ」)

・ みんなの人権110番 (0570-003-110)  
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>)  
・ インターネット人権相談受付窓口  
(24時間受付)  
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

## コラム②

平成25年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等  
施策主管課室長会議 講演録（抜粋）公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長  
和氣みち子氏

私は、先ほど御紹介がありましたように、今から13年前、最愛の娘を飲酒・居眠り運転をする10トントラックで命を奪われた犯罪被害者です。本日は、私の体験・経験と、現在私は犯罪被害者支援を微力ながら行っておりますので、支援活動内容の御紹介や関係機関の連携の重要性等を中心にお話をさせていただきます。

私の娘は、今から13年前の平成12年7月31日（当時19歳8カ月）まで、青春真っただ中を、夢や希望をたくさん持って生きていました。ある日突然命を奪われ「夢」「希望」も奪われてしまいました。

犯罪被害者となって、「日本の国は犯罪被害者にとって、とっても冷たい国だった、こんなに住みにくい国だったのだろうか。」と、かなりショックを受けたのです。なぜかと言いますと、栃木県には相談する窓口や支援をしてもらえる窓口もありませんでしたので、何をどうしなければいけないのか全く分からずパニック状態でした。

私は、娘を亡くしてから何が困ったかと言いますと、金銭問題です。遺体の処置費用の請求書、お通夜、お葬式等、こういう多額の費用をどうしようかという問題が出てきます。「栃木県民共済」という交通事故保険に入っていましたので、それを請求しようということで、一度市役所の方に伺ったのですが、とにかく混乱していますので、うまく説明ができなかったために、窓口をたらい回しに遭ったのです。

私の場合は、私の知り合いで助役をやられていた方がおりました、その方から市役所に電話を掛けていただき、詳しい説明をその方からしていただいたのです。そのおかげでスムーズに手続が完了し、非常に助かりました。

そのほかに様々な事件事故の被害者がいらっしゃいます。立場が違くと、使える制度もそれぞれ違うのです。私の経験からも、市役所の窓口が、いかにハードルが高い所かということが分かっていただけなのかなと思います。

当時、栃木県には被害者支援センターがありませんでしたし、どこの窓口を頼って良いのか分からない、アドバイスや情報提供もない状況でしたから手探りで前に進むしかなかったです。

次に御紹介します取組ですが、ある被害者の方にこのワンペーパーをお渡ししたものです（次ページ参照）。最近では犯罪被害者支援が少し充実してきましたので、パンフレット、リーフレットの資料等を関係機関が準備をされて犯罪被害者の方々に渡していただきますが、残念ながらパンフレットをもらった犯罪被害者が自分に必要な部分を探すだけでも大変な作業になります。心身がボロボロで心が折れている中で、そういう作業は軽減していただきたいのです。そこでこのようなワンペーパーが出来たのです。

警察では、給付金制度の申請ができますよ、診断書の公費の支給がありますよ、マスコミ対応ができますと示されました。税務署の方は、所得税の確定申告や医療費控除ができます。被害者支援センターでは、直接的支援、無料弁護士相談、無料カウンセリングが受けられますと示しました。皆さんに見ていただきたい機関は宇都宮市役所です。この犯罪被害者の場合使える制度です。

これだけ多くの使える制度があるにもかかわらず、私たち当センターでは全くと言って良い



